

処 分 基 準

平成10年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第66条の2第1項
処 分 の 概 要：過労運転車両に係る指示
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 「過労運転を防止するため必要な運行管理を行っている」と認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について過労運転が行われたと認められる場合であり、具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・同一の車両について過労運転が反復して行われている場合・同一の使用者の使用する複数の車両につき過労運転が行われている場合・使用者が過労運転を誘発するような行為を行っていることが確認された場合 などである。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課指導取締り係
備 考：

別添

過労運転に係る自動車の使用制限命令の処分量定

使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数により評価し、原則として、次表に定める前歴の回数及び点数に達した場合に、それに応じた欄に該当する期間とする。

前歴 の 回数	違反行為関係 累計点数	6点	12点
	車種等		
なし	大型車等	30日	45日
	普通車	20日	30日
	二輪車等	10日	15日
1回	大型車等	45日	60日
	普通車	30日	40日
	二輪車等	15日	20日
2回	大型車等	60日	75日
	普通車	40日	50日
	二輪車等	20日	25日
3回 以上	大型車等	75日	90日
	普通車	50日	60日
	二輪車等	25日	30日